

**国民年金・厚生年金保険
遺族基礎年金・遺族厚生年金**

平成25年10月版



日本年金機構

遺族基礎年金はどんなときに受けられるの？

解説

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合に、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」が受給できます。

*子…18歳になった後の最初の3月31日まで、または1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子が対象です（死亡した当時、胎児であった子も出生以後に対象となります）。なお、婚姻している子は対象とはなりません。

- 1 国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- 2 国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- 3 老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき。
- 4 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている方が死亡したとき。

受給資格要件

上記①または②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間があるときは、その被保険者期間のうち、保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上でなければならないことになっています。

なお、死亡日が平成38年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

遺族厚生年金はどんなときに受けられるの？

解説

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、次のいずれかの要件にあてはまる場合に、その遺族が受給できます。

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
- 2 厚生年金保険の被保険者である間に初診日(※1)がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- 3 障害の程度が1級・2級の障害厚生年金を受けている方が、死亡したとき。
- 4 老齢厚生年金の受給権者または老齢厚生年金を受けるために必要な加入期間の条件(※2)を満たしている方が死亡したとき。

(注) 上記①と②の場合は、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、**国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)**と**保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上**でなければならないことになっています。

なお、死亡日が、平成38年3月末日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、**死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよい**ことになっています。

※1 初診日

初診日とは、障害の原因となった病気やけが(以下「傷病」といいます。)について、初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます。)の診療を受けた日をいいます。

・同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

※2 老齢厚生年金を受けるために必要な加入期間の条件（受給資格期間）

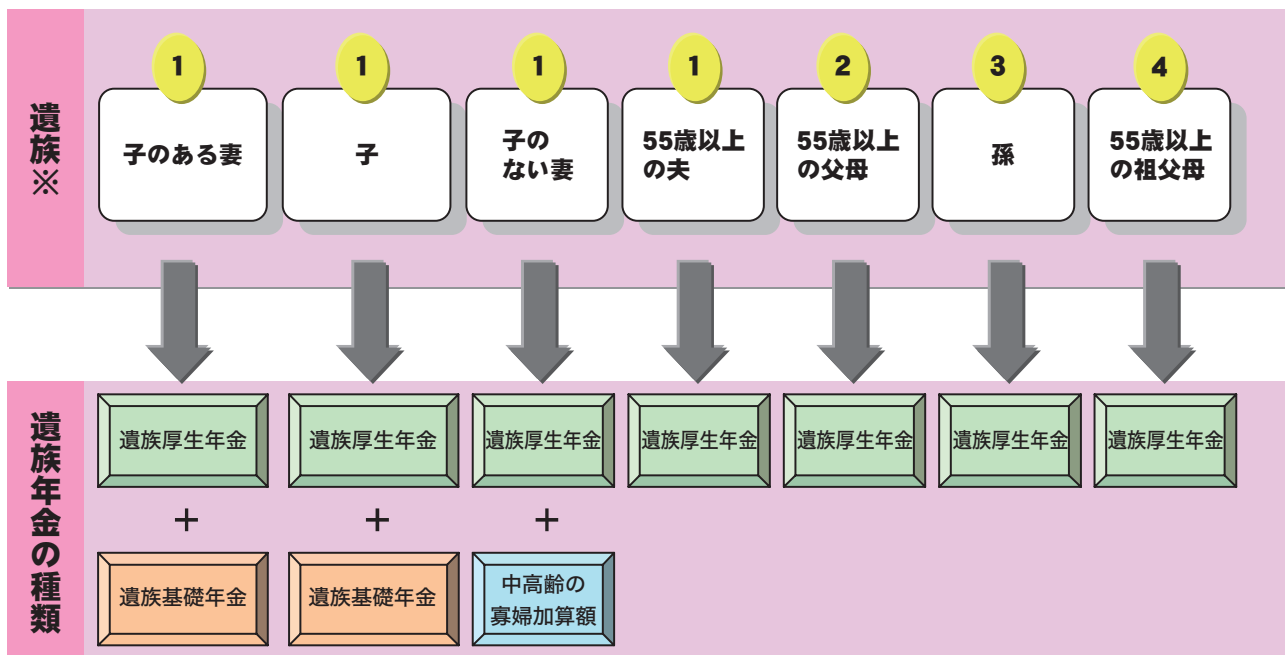
老齢厚生年金を受けるためには、原則として、**25年以上の保険料納付済期間または保険料免除等期間が必要です。**

※受給資格期間には、さまざまな経過措置や特例措置がありますので、ご不明な点は、年金事務所や街角の年金相談センター、ねんきんダイヤル（13ページ参照）でご相談ください。

遺族厚生年金は誰が受けられるの？

解説

遺族厚生年金を受けられる遺族は、死亡当時、死亡した方によって生計を維持（11ページ参照）されていた下記の方が対象です。①から④の優先順位のうち最も優先順位の高い方が受給できます。



※ 妻以外の遺族には下記の条件があります。

- 夫、父母、祖父母
 - ・死亡時、55歳以上であること。（受給開始は60歳からになります。）
- 子、孫
 - ・死亡時、18歳になった後の最初の3月31日までの間にあり、かつ婚姻をしていないこと。
 - ・20歳未満で1級または2級の障害の状態にあり、かつ婚姻をしていないこと。

遺族基礎年金・遺族厚生年金の額はいくら？

解説

遺族が子のある妻または子の場合には、遺族基礎年金を受給できます。さらに遺族厚生年金の受給権がある場合は、遺族厚生年金が上乘せして受給できます。子のない妻、父母などの場合は、厚生年金保険から遺族厚生年金を独自に受給できます。(3ページ参照)
年金額の計算方法は次のとおりです。

遺族厚生年金：老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3

$$(A + B) \times 1.031 \times 0.968 \times 3 / 4$$

物価スライド率

A：平成15年3月以前の被保険者期間

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬月額} \\ \text{※1} \end{array} \times \begin{array}{c} 7.5 \\ \hline 1000 \\ \text{※3} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年3月までの} \\ \text{被保険者期間の月数} \\ \text{※4} \end{array}$$

B：平成15年4月以後の被保険者期間

$$\begin{array}{c} \text{平均標準報酬額} \\ \text{※2} \end{array} \times \begin{array}{c} 5.769 \\ \hline 1000 \\ \text{※3} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{平成15年4月以後の} \\ \text{被保険者期間の月数} \\ \text{※4} \end{array}$$

※1 平均標準報酬月額……平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の被保険者期間で除して得た額です。

※2 平均標準報酬額……平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間で除して得た額です。

※3 2ページの要件④による遺族厚生年金の場合、1000分の7.5および1000分の5.769の乗率は、死亡した方の生年月日に応じて1000分の10～1000分の7.61および1000分の7.692～1000分の5.854となります。

※4 2ページの要件①、②および③による遺族厚生年金の場合、被保険者期間が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。

■ 65歳以上で老齢厚生(退職共済)年金を受ける権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時

- 次の①と②の額を比較し、高いほうの額が遺族厚生年金の額となります。
 - ① 4ページの計算方法による額
 - ② 「4ページの計算方法による額の3分の2」と「ご本人の老齢厚生(退職共済)年金(子の加給年金額を除く。)」の額の2分の1」を合計した額
- ただし、平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、同日においてすでに65歳以上の方(昭和17年4月1日以前生まれの方)は、①の額が遺族厚生年金の額となります。

遺族基礎年金

- 子のある妻が受け取る時

778,500円 + (子の加算額)

- 子が受け取る時 (下記の額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

778,500円 + (2人目以降の子の加算額)

- 1人目および2人目の子の加算額は224,000円、
3人目以降の子の加算額は1人あたり74,600円です。

中高齢の寡婦加算額

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、**40歳から65歳になるまでの間、583,900円が加算**されます。

- 夫が亡くなった時、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻(40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る。)が、子が18歳到達年度の末日に達した(障害の状態にある場合は20歳に達した)ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

- ・ 2ページの要件④による遺族厚生年金の場合は、亡くなった夫の厚生年金保険の加入期間が20年(中高齢の期間短縮の特例などによって20年未満の加入期間で老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方はその期間)以上なければ、中高齢の寡婦加算額は受けられません。
- ・ 妻が遺族基礎年金を受けられるときは、中高齢の寡婦加算額は支給停止されます。
- ・ 中高齢の寡婦加算額を受けている方が65歳になると、中高齢の寡婦加算額が、経過的な加算額(生年月日に応じて減額)に変わります。

※年金額等は、平成25年10月現在の金額です。

遺族厚生年金と他の年金をあわせて受けることはできるの？

解説

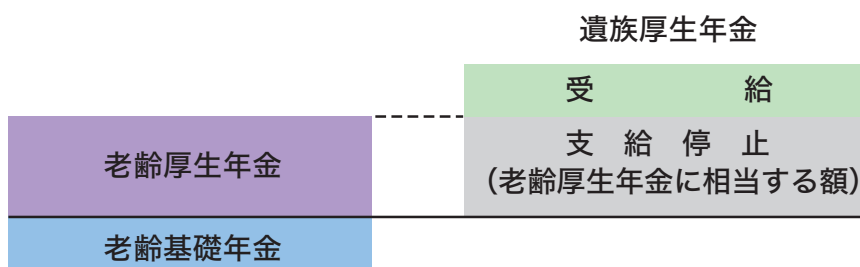
公的年金では、1人1年金が原則ですが、65歳以上の方は、遺族厚生年金と、ご自身の老齢基礎年金、老齢厚生年金、障害基礎年金または旧厚生年金保険・旧国民年金の老齢年金の一部または全部をあわせて受けることができます。

■ 老齢基礎年金と遺族厚生年金を受けられるとき

遺族厚生年金の受給権者が65歳以上の場合は、老齢基礎年金と遺族厚生年金をあわせて受けることができます。

◆遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権があるときはどうなるの？

平成19年4月1日前は、原則として、どちらを受けるか選択することになっていましたが、平成16年の年金制度改正により、平成19年4月1日からは、自分自身が納めた保険料を年金額に反映させるため、65歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある方は、老齢厚生年金は全額受給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。



◆平成19年4月1日においてすでに65歳以上で遺族厚生年金を受けていた場合はどうなるの？

平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、同日においてすでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、平成19年4月1日前と同様に、次の①から③のうち、いずれかの組合せを選択することになります。ただし、③は、遺族厚生年金の受給権者が、死亡した方の配偶者である場合に限りです。

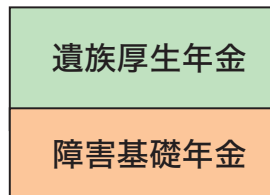


■ **障害基礎年金と遺族厚生年金を受けられるとき**

遺族厚生年金の受給権者が**65歳以上**の場合は、**障害基礎年金と遺族厚生年金をあわせて受けることができます。**

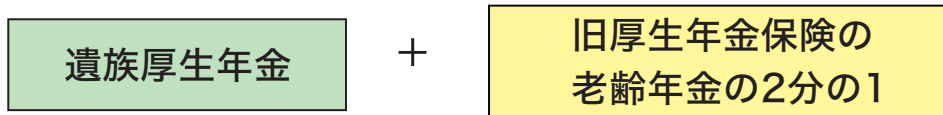
遺族厚生年金の受給権者が**65歳未満**の場合は、**自身の障害基礎年金か遺族厚生年金のどちらか一方しか受けられません。**

● **65歳以後、障害基礎年金と遺族厚生年金をあわせて受けられます。**



■ **旧厚生年金保険・旧国民年金の老齢年金と遺族厚生年金を受けられるとき**

①遺族厚生年金の受給権者が**65歳以上**の場合は、**旧厚生年金保険の老齢年金（または通算老齢年金）の2分の1と遺族厚生年金をあわせて受けることができます。**



②遺族厚生年金の受給権者が**65歳以上**の場合は、**旧国民年金の老齢年金（または通算老齢年金）と遺族厚生年金をあわせて受けることができます。**



※ 遺族厚生年金の受給権者が、老齢厚生年金、退職共済年金または遺族共済年金を受ける権利を有するときは、遺族厚生年金の額の計算（5ページ上欄）や支給停止（6ページ中欄）のため、老齢厚生年金、退職共済年金または遺族共済年金の請求が必要です。また、2つ以上の年金を受ける権利ができたとき（6ページ下欄および7ページ）は、年金事務所へいずれの年金を受けるかについての申出が必要となる場合があります。

国民年金 第1号被保険者(※1)の独自給付

国民年金の独自給付として寡婦年金と死亡一時金があります。どちらも国民年金のみの給付制度で、厚生年金保険にはありません。

1. 寡婦年金

■ 寡婦年金とは

寡婦年金は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫によって生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（事実婚を含む）が10年以上継続している妻が60歳から65歳までの間受給できます。

■ 寡婦年金の金額

夫の死亡日の前日までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）としての被保険者期間について、老齢基礎年金の計算方法により計算した額の4分の3になります。

■ 寡婦年金の注意点

○以下の点に該当する方は請求できません

- ・夫が障害基礎年金の受給権を持っていた場合。
- ・夫が老齢基礎年金を受けたことがある場合。
- ・妻が繰上げ受給の老齢基礎年金を受けている場合。

○妻が他の年金を受給している場合は、選択になります。（60歳から65歳の間のみ）

○寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合は、受ける方の選択によって、どちらか一方を受給することができます。

※1 国民年金第1号被保険者とは

国民年金には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。会社員（厚生年金保険に加入）や公務員（共済組合に加入）とその被扶養配偶者を除く、自営業や学生などの加入者を国民年金第1号被保険者といいます。

2.死亡一時金

■ 死亡一時金とは

死亡一時金は、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間(※2)が3年以上ある方が死亡したときに遺族が受給できます。

(※2) 4分の1納付期間は4分の1に相当する月数

半額納付期間は2分の1に相当する月数

4分の3納付期間は4分の3に相当する月数が加わることになります

■ 死亡一時金の金額

保険料納付月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

死亡した月の前月までに付加保険料納付済期間が36月以上ある場合は、上記の金額に8,500円が加算されます。

■ 死亡一時金の注意点

- ・ 死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順番で死亡したときに生計を同一にしていた方が対象になります。
- ・ 死亡した方が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれかの給付を受けていたときおよび遺族基礎年金を受けることができる方がいる場合には、受給できません。

請求の手続先

■お住まいの市(区)役所または町村役場です。

(添付書類については、事前にねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。)

遺族基礎年金・遺族厚生年金 Q&A

Q 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受けられなくなるのはどんなとき？

Q1. 夫の死亡により、遺族基礎年金・遺族厚生年金を受けていましたが、その後、再婚しました。遺族年金を引き続き受けることはできますか？

A1. 遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権者が婚姻したときは、遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権が消滅します。

○遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当したときは、遺族基礎年金・遺族厚生年金の受給権が消滅します。

1. 死亡したとき。
2. 婚姻したとき（事実婚を含む）。
3. 直系血族および直系姻族以外の方の養子となったとき。
4. 離縁によって死亡した方との親族関係がなくなったとき。
5. 子・孫については、18歳になった後の最初の3月31日を過ぎたとき（障害の状態にある場合には20歳になったとき）、または18歳になった後の最初の3月31日後20歳未満で1級・2級の障害の状態に該当しなくなったとき。
6. 父母・孫・祖父母については、死亡した方の死亡当時胎児であった子が生まれたとき。
7. 夫が亡くなったときに30歳未満で子のない妻が、遺族厚生年金を受けられる権利を得てから5年を経過したとき（夫が亡くなったときに胎児であった子が生まれ、遺族基礎年金を受けられるようになった場合を除きます）。
8. 遺族基礎年金と遺族厚生年金を受けていた妻が、30歳に到達する前に遺族基礎年金を受けられる権利がなくなり、遺族基礎年金を受けられる権利がなくなってから5年を経過したとき。

※1 上記7および8は、平成19年4月1日以後に夫が亡くなり遺族厚生年金を受けられることとなった場合に限りです。

※2 上記に該当した場合は、7および8を除き、年金事務所への届出手続きが必要です。

Q 生計維持とは？

Q2. 遺族基礎年金・遺族厚生年金を受けるための条件のひとつに「死亡当時、死亡した方によって生計を維持されていた方」とありますが、「生計を維持されていた」とは具体的にどのような場合をいうのですか？

A2. 「死亡した方によって生計を維持されていた方」とは、死亡当時、死亡した方と生計を同一にしていた方で、**年収850万円の収入を将来にわたって得られない方が該当します。**

また、死亡当時に年収が850万円以上であっても、**おおむね5年以内に年収が850万円未満となると認められる方は遺族厚生年金を受けることができます。**

年金の額は、将来も変わらないの？

解説

遺族基礎年金、遺族厚生年金や寡婦年金の額は、物価や賃金などの変動に応じて、毎年見直しが行われます。

遺族基礎年金・遺族厚生年金を受けるためには、どのような手続きがいるの？

解説

遺族基礎年金・遺族厚生年金を受けるためには、年金の請求手続きが必要です。

請求手続き先

請求手続き先は次のとおりです。

- 遺族基礎年金のみを請求する場合は、お住まいの市（区）役所または町村役場
- 上記以外の場合は、お近くの年金事務所

添付書類

請求手続きには、戸籍謄本や死亡診断書等の添付書類が必要となります。

添付書類は、死亡原因や子の有無等により異なりますので、事前に年金事務所や街角の年金相談センター、ねんきんダイヤルでご相談ください。

手続きの流れ

「年金請求書」を年金事務所や市（区）役所または町村役場に提出します。

- 老齢基礎年金・老齢厚生年金、退職共済年金または遺族共済年金を受ける権利を有する方が、これらの年金が未請求のときは、併せて請求します。



年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。

- お送りするのは、年金請求書の提出から、約1ヶ月後（加入記録の整備等が必要な場合は約2ヶ月後）です（退職共済年金または遺族共済年金を受ける権利を有する方については、2ヶ月以上の時間を要する場合があります。）。
- パンフレットには、年金を受けている間にしなくてはならない届出などが説明してありますので、年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。



年金証書の送付から約1～2ヶ月後に、年金の受け取りが始まります。

- 年金請求時に指定された口座（普通あるいは当座預金）に振り込まれます。
- その後、偶数月に2か月分ずつ振り込まれます。

年金の受け取りの辞退

年金の受け取りは、ご本人からの申出により辞退をすることができます。

受け取りを辞退した年金は、ご本人の申出により、将来に向かっていつでも受け取りを再開することができます。

わからないことは、どこに問い合わせればいいのか？

解説

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターまたはねんきんダイヤルへ

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

※050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

〈受付時間〉

月曜日	午前8：30～午後7：00
火～金曜日	午前8：30～午後5：15
第2土曜日	午前9：30～午後4：00

*月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

*祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- 月曜日など休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後（5日程度）は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半は、つながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。このサービスをご利用いただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。
- 50歳以上の方は、年金見込額試算のお申込みができます。

◇◆「ねんきんネット」をぜひご利用ください!◆◇

お客様の誕生日に「ねんきん定期便」を電子メールでご案内します!

●ご自身の人生設計に合わせて、年金額の試算ができます!

年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額など、ご自身の人生設計に合わせた条件にもとづいて、年金額の試算ができます。

また、免除・未納等の保険料を遡って納めた場合、年金額がどの程度増えるのかといった試算もできるようになります。

●いつでも、最新の年金記録が確認できます!

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

◇◆ご利用の手続きはとっても簡単!◆◇

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ログインメニュー」が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)にアクセスしていただき、画面右側にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。



2. 「ねんきんネット」サービスご利用登録



「ねんきんネット(申請用トップページ)」が表示されますので、アクセスキーの有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3ヶ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度(土日、祝日を除く)かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの方は携帯電話からも、右記バーコードにてユーザIDの申込みができます。

※申込み時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



※「ねんきんネット」は、旧法受給者の方(年金証書の年金コードがゼロから始まる(0XXX)老齢年金を受けている方)はご利用いただけませんので、ご了承ください。

※また、三共済受給者の方および農林共済受給者の方は「ねんきんネット」の通知書の確認ができない場合がございますので、ご了承ください。

◇◆詳しくは、「ねんきんネット」で検索 ◆◇

URL : http://www.nenkin.go.jp/n_net/

